

政務調査費取扱いマニュアル改訂

1 改訂の内容

マニュアルP27「第3章 政務調査費の支出と使途基準 1各支出項目における使途基準の目安 (4)資料購入費 新聞(一般紙)の購読料」

改訂前		改訂後	
項目：資料購入費		項目：資料購入費	
内容	考え方等	内容	考え方等
新聞(一般紙)の購読料 (平成22年3月17日追加)	自宅(自宅兼事務所を含む)での新聞(一般紙)の購読料については、通常の一般家庭でも1紙は購読されていることから、1紙目について計上することはできません。 なお、当該1紙目の領収書については、2紙目以降の領収書とともに保管する必要があります。	新聞(一般紙)の購読料 (平成22年3月17日追加) (平成24年4月1日一部改正)	自宅(自宅兼事務所を含む)での新聞(一般紙)の購読料については、通常の一般家庭でも1紙は購読されていることから、1紙目について計上することはできません。 なお、当該1紙目の領収書については、2紙目以降の領収書とともに保管する必要があります。 <u>収支報告の際には、1紙目の領収書(写しでも可)については、2紙目以降の領収書とともに、領収書貼付用紙(収支報告様式第2号)に貼付し、余白に1紙目のものである旨を記載してください。</u> <u>ただし、1紙目の領収書を貼付できない場合は、領収書貼付用紙の余白に1紙目の新聞名を記入することにより、領収書の貼付に代えることができます。</u>

2 改訂年月日

平成24年4月1日

に よ っ て

政務調査費は、地方自治法において、地方自治体の職員が職務上必要とする調査費として支拂われるものである。この調査費は、地方自治法第101条第1項第1号に基づき、地方自治体の職員が職務上必要とする調査費として支拂われるものである。この調査費は、地方自治法第101条第1項第1号に基づき、地方自治体の職員が職務上必要とする調査費として支拂われるものである。

政務調査費取扱いマニュアル

(平成24年4月1日改訂)

平成19年12月

千葉県議会議員 米 克 典

政務調査費取扱いマニュアルの取扱い

政務調査費は、地方自治法において、地方自治体の職員が職務上必要とする調査費として支拂われるものである。この調査費は、地方自治法第101条第1項第1号に基づき、地方自治体の職員が職務上必要とする調査費として支拂われるものである。この調査費は、地方自治法第101条第1項第1号に基づき、地方自治体の職員が職務上必要とする調査費として支拂われるものである。

千葉県議会

平成23年1月

千葉県議会議員 木手 芳 忠

はじめに

政務調査費は、地方自治法にあるように、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として支払われるものです。

基本的な事項は、条例で定めることとなっており、千葉市議会におきましては、条例に基づき、市議会の会派及び議員に対し、政務調査費が交付されております。

この政務調査費は、議員の政策形成や審議能力の強化には、必要不可欠なものです。財源が市民の皆様からの税金であることや運用が会派や議員に委ねられていることから、使途の透明性を確保し、説明責任を果たすことが求められております。

また、平成19年第3回定例会において、収支報告書に領収書等の写しを添付することや、提出された収支報告書及び領収書等の写しの閲覧制度を定めるなどの条例改正が行われました。

そこで、更なる政務調査費の適正な執行と、使途の透明性の向上に資するため、平成19年2月に策定した「政務調査費の取扱いについて」を改訂し、新たに「政務調査費取扱いマニュアル」として策定することといたしました。

なお、今後も他の自治体の動向や、政務調査費に関する判例等の状況を踏まえ、必要に応じてマニュアルの改訂を行うことも予定しております。

今後、各会派及び各議員が政務調査費を使用する際の指針として、この小冊子を活用していただき、今まで以上に充実した調査研究活動、更には千葉市発展のための一助としていただけたら幸いと存じます。

平成19年12月

千葉市議会議長 米 持 克 彦

政務調査費取扱いマニュアルの改訂にあたって

平成19年12月に「政務調査費取扱いマニュアル」を策定し、政務調査費の使途の適正化並びに収支報告書及び領収書等の写しを閲覧に供すなど透明性の確保にも努めてきたところであります。

今回、マニュアルの策定から3年、収支報告書の公開から2年が経過し、一層の使途の適正化、透明性の向上を図るため、マニュアルの改訂を行うことといたしました。

各会派及び各議員には、今後も政務調査費の適正な使用により、政策形成や審議能力の強化に努め、千葉市発展のため有効に活用していただければ幸いと存じます。

平成23年1月

千葉市議会議長 茂手木 直 忠

(4) 資料購入費

調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

項目	内容	考え方等
資料購入費	書画、骨董等の購入費	会派（議員）の資産形成とみなされるため、支出することはできません。
	書籍、雑誌、週刊誌、新聞等の購読料	内容が調査研究活動に合致するものであり、会派（議員）の調査研究活動と整合が取れていれば支出は可能です。
	会派控室での新聞（一般紙）の購読料 (平成 22 年 3 月 17 日 追加)	会派控室での新聞の購読料については、各紙 1 部ずつであれば支出は可能です。
	新聞（一般紙）の購読料 (平成 22 年 3 月 17 日 追加) (平成 24 年 2 月 29 日 一部改正)	<p>自宅（自宅兼事務所を含む）での新聞（一般紙）の購読料については、通常の一般家庭でも 1 紙は購読されていることから、1 紙目について計上することはできません。</p> <p>なお、当該 1 紙目の領収書については、2 紙目以降の領収書とともに保管する必要があります。</p> <p>収支報告の際には、1 紙目の領収書（写しでも可）については、2 紙目以降の領収書とともに、領収書貼付用紙（収支報告様式第 2 号）に貼付し、余白に 1 紙目のものである旨を記載してください。</p> <p>ただし、1 紙目の領収書を貼付できない場合は、領収書貼付用紙の余白に 1 紙目の新聞名を記入することにより、領収書の貼付に代えることができます。</p>
政党の発行する新聞・雑誌の購読料への支出 (平成 20 年 3 月 13 日 一部改正)	所属政党以外の政党が発行する新聞・雑誌の購読料については、購読部数が各 1 部のみであれば支出は可能です。	

(5) 広 報 費

調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）

項目	内容	考え方等
広 報 費	広報費総論	<p>調査研究活動、議会活動及び市の施策について市民に報告するため、広報紙や報告書の作成及びホームページの作成・管理等の経費に政務調査費を支出することは可能です。</p> <p>なお、広報紙や報告書、ホームページの作成に当たっては、調査研究活動に資するため、市民の市政に関する意見や要望等を聴くことが不可欠です。そのため、連絡先等を明記する必要があります。</p>
	会派（議員）によるホームページの開設、維持管理経費	<p>会派（議員）でホームページを運営し、議会活動及び市の施策について市民に報告し、市民からの意見・要望を聴取するための前提となる情報を掲載することにより、住民意見を議会活動に反映することを目的とするものであれば支出は可能です。</p> <p>ただし、政党のPR等政党活動とみなされるものについては支出することは適当ではありません。</p>
	予算要望書の作成・配布経費 (平成 22 年 3 月 17 日 追加)	<p>予算要望書の作成・配布経費のうち、市民等の意見を聴取するための費用については、市民の市政に対する意見、要望等を聴取した調査結果の報告及びその配布により新たに意見を聴取するために使用するものであれば、支出できるものとします。</p> <p>(※市当局に配布するための費用については、資料作成費で支出するものとします。)</p>

4 改訂履歴

平成19年 2月 「政務調査費の取扱いについて」を策定

平成19年12月17日 「政務調査費取扱いマニュアル」に改訂
・ 条例、規程の改正を反映。収支報告様式の作成。使途項目の追加。
＜平成20年度交付分から適用＞

平成20年 3月13日 「政務調査費取扱いマニュアル」一部改訂
・ 使途項目の追加。＜平成20年度交付分から適用＞

平成22年 4月 1日 「政務調査費取扱いマニュアル」一部改訂
・ 条例、規程、様式の改正を反映。使途項目を追加。
＜平成22年度交付分から適用＞

平成23年 1月 1日 「政務調査費取扱いマニュアル」一部改訂
・ 平成22年9月17日及び11月15日幹事長会議による使途項目を
追加。＜平成23年度交付分から適用＞

平成24年 4月 1日 「政務調査費取扱いマニュアル」一部改訂
・ 平成24年2月29日幹事長会議による使途項目を追加。
＜平成24年度交付分から適用＞